

川口市社会福祉協議会補助金要綱

(通則)

第 1 条 社会福祉協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川口市補助金等交付規則（昭和 5 0 年規則第 2 4 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 本市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とし、各種福祉事業を推進している社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対して補助金を交付する。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 協議会運営事業に要する経費

ア 本部会計における協議会職員の人件費

イ 本部会計における事務費

(2) 地域福祉活動に要する経費

(3) 敬老事業に要する経費

(4) 障害者福祉に要する経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は前条に規定する経費につき、予算の定める額とする。なお、前条 1 号イの経費については別表に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 1 月 6 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象項目	補助対象経費
福利厚生費	健康診断料、ストレスチェック費用、厚生福利費
旅費交通費	旅費、交通費
研修研究費	研修研究費
水道光熱費	電気、ガス、水道料金
業務委託費	館内清掃、窓硝子清掃、定期清掃、エレベーター保守、自家用電気工作物保安管理、空調機保守点検、機械警備、消防用設備保守、防火対象物定期点検、建築物設備定期検査、廃棄物の処理・収集・運搬、害虫駆除・防除、樹木消毒・剪定、会館管理、洗濯業務、事務所移転作業、事務所開設作業、電話交換機設備保守、電子計算機保守に係る業務委託費
燃料費	ガソリン、重油に係る費用
事業消耗品費	管理用品、感染予防用品、文具事務用品、新聞代に係る費用
器具什器費	備品購入費
印刷製本費	やすらぎ会館の利用申込書の印刷製本費
修繕費	やすらぎ会館の小破修繕費、備品修繕
通信運搬費	切手代、電話料金、インターネット通信回線料、プロバイダー費用
使用料	行政財産の使用料（青木会館の水道光熱費、建物管理に要する費用）
手数料	登記手数料、残高証明手数料、銀行振込手数料
保険料	施設賠償責任保険料
賃借料	AED、電子計算機、音響設備に係る借上料、NHK受信料
租税公課	収入印紙代